

日行連発第606号
平成30年9月4日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

封印取付け委託要領等の改正について（周知）

今般、国土交通省より、封印取付け委託要領等の一部改正に関する通達が発出されましたのでお知らせいたします。

これにより、行政書士間の再々委託が可能になるとともに、従来は、乙種受託者及び丙種受託者の構成員が販売する自動車については、地域にかかわらず、一律に丁種受託者としての封印はできなかったところ、登録地域において乙種受託者・丙種受託者でない者が販売した自動車の場合には、丁種受託者としての封印が可能となりました。

また、封印の受領・送付についても、他の行政書士に依頼することができるよう運用の統一化が図られております。

運用開始にあたっては、各単位会で定めている封印業務の受託に関する規則等を改正する必要があります。日行連では、封印業務の受託に関する規則（準則）等を改正すべく作業を進めておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

【別添】

「封印取付け委託要領」の一部改正について

「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

【参考】

封印制度見直しに係る国交省資料

以 上